

## 行政指導の指針

|                                |                                                                                                                                                |          |         |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
|                                |                                                                                                                                                | (1)整理番号  | 環衛-指-11 |
| (2)設 定 日                       | 平成 17 年 6 月 16 日                                                                                                                               | (3)最新改正日 |         |
| (4)行政指導の指針の<br>名称又は行政指導<br>の概要 | 旅館及び公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ属菌検出時及び<br>患者発生時の指導指針                                                                                                    |          |         |
| (5)法 令 名                       |                                                                                                                                                |          |         |
| (6)根 拠 条 項                     |                                                                                                                                                |          |         |
| (7)行政指導の趣旨                     | <p>旅館及び公衆浴場の入浴施設の浴槽水からレジオネラ属菌が検出された事案並びにレジオネラ症患者が発生し、その原因として旅館及び公衆浴場の入浴施設が疑われる事案に係る当該施設の営業者等に対し、レジオネラ症の未然防止及び拡大防止を図るために行う行政指導の内容となる事項を定める。</p> |          |         |
| (8)行政指導の内容                     | <p>別紙のとおり。</p>                                                                                                                                 |          |         |
| (9)対 象 者                       | <p>旅館及び公衆浴場の営業者等</p>                                                                                                                           |          |         |
| (10)責 任 者                      | 健康医療部生活衛生室環境衛生課長                                                                                                                               |          |         |
| (11)問 い 合 わ せ 先                | 健康医療部生活衛生室環境衛生課生活衛生グループ<br>(電話：06-6944-9910 内線：2581 )                                                                                          |          |         |
| (12)備 考                        |                                                                                                                                                |          |         |

## 旅館及び公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ属菌検出時及び患者発生時の指導指針

### 第1 趣旨

この指針は、旅館及び公衆浴場の入浴施設の浴槽水からレジオネラ属菌が検出された事案並びにレジオネラ症患者（以下「患者」という。）が発生し、その原因として旅館及び公衆浴場の入浴施設が疑われる事案に係る当該施設の営業者等に対し、レジオネラ症の未然防止及び拡大防止を図るために行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。

### 第2 当該施設の営業者等の自主検査の結果からレジオネラ属菌の検出が判明し、保健所に報告のあったとき及び保健所による検査の結果からレジオネラ属菌の検出が判明したときの指導

- 1 次に掲げる改善措置を講じるよう指導書（様式1）を交付することにより、営業者等に対し指導する。

- (1) ろ過方式に応じて、次に掲げる方法によりレジオネラ属菌が検出された浴槽のろ過器に付着した汚濁物質を速やかに除去すること。

ア ろ過器のろ材を、高濃度の有効塩素（材質の腐食を考慮して遊離残留塩素濃度  $5\sim 10\text{mg/L}$  程度）を含む水（旅館にあっては大阪府旅館業法施行細則（昭和33年大阪府規則第70号）第9条第1項に規定する水質基準、公衆浴場にあっては大阪府公衆浴場法施行細則（昭和24年大阪府規則第7号）第3条第1項に規定する水質基準に適合したものに限る。）で逆洗浄すること。

イ けいそう土を洗い落として、新しいけいそう土を付着させてろ過膜を作り直すこと。

ウ カートリッジを洗浄し、又は新しいものと交換すること。

- (2) レジオネラ属菌が検出された浴槽、循環配管内、集毛器、ろ過装置等を、次のいずれかの方法により清掃及び消毒すること。その後、洗浄を十分行い、完全換水すること。

ア 高濃度の有効塩素（配管等の材質の腐食を考慮して遊離残留塩素濃度  $5\sim 10\text{mg/L}$  程度）を含む浴槽水を数時間循環させる方法

イ  $2\sim 3\%$ の濃度の過酸化水素を使用する方法

ウ 二酸化塩素を専用の発生装置を設けて発生させ、 $2\sim 4\text{mg/L}$ の濃度で注入する方法

- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる措置を行うこと。

ア 貯湯槽を設置している場合は、貯湯槽内の湯の温度が  $60^{\circ}\text{C}$ 以上保持されているか、貯湯槽に破損箇所がないか等を点検すること。

イ 自動注入式の消毒装置を設置している場合は、正常に稼動しているかどうかを点検すること。

ウ 湯張り後、浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定し、 $0.4\text{mg/L}$ 以上を保持しているかどうか点検すること。

- (4) 高濃度の塩素系薬剤による清掃及び消毒後の浴槽水を河川等に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

- 2 水質検査の結果により陰性が確認できるまでの間、使用自粛書（様式2）の提出により浴槽（同一循環系統の浴槽を含む。以下同じ。）の使用を自粛することを指導することを原則とする。ただし、

点検記録表等から維持管理が適正に行われていたことが確認でき、身体の異常を訴える苦情等もなく、第２の１の改善措置が適正に行われ、浴槽の水質の安全性が確保できると判断される場合は、使用の自粛の指導に代えて次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) 打たせ湯、気泡風呂等のエアロゾルを発生する設備を使用しないこと。
- (2) 浴槽水は、毎日入れ換えること。
- (3) すべての浴槽の浴槽水について、営業の始業時、終業時及び営業時間中２時間ごとに遊離残留塩素濃度を測定し、常時 0.4mg/L 以上を保持し、その測定結果を記録すること。

３ 水質検査の結果により陰性が確認されたときは、その旨を営業者等に通知し、その確認された時以後第２の２による指導をしないものとする。

### **第３ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定による届出により、その届出に係る患者が当該施設を利用したことが確認されたときの指導**

- １ 疫学調査から新たな患者の発生がなく、かつ身体の異常を訴える苦情等もなく、患者の施設利用日の前日から起算して前 14 日目に当たる日から保健所の立入りの日までにおいて衛生管理が適正に行われていたと判断できる場合は、検査の結果が判明するまでの間、第２の２の各号に掲げる事項を指導するものとする。
- ２ 管理状況調査、疫学調査等により当該施設との関連が疑われるときは、検査の結果が判明するまで使用自粛書（様式２）の提出により浴槽の使用を自粛することを指導する。
- ３ 水質検査の結果により陰性が確認されたときは、その旨を営業者等に通知し、その確認された時以後第３の１及び２による指導をしないものとする。
- ４ 水質検査の結果により陽性が確認されたときは、第２の１による指導をするとともに、水質検査の結果により陰性が確認できるまでの間、使用自粛書（様式２）の提出により当該浴槽の使用を自粛することを指導する。

### **第４ 複数の患者が当該施設を利用した旨の訴えがあったときの指導**

水質検査の結果により陰性が確認できるまでの間、使用自粛書（様式２）の提出によりすべての浴槽の使用を自粛することを指導する。